- 第1条(目的) この倫理綱領は、NPO法人 医薬品ライフタイムマネジメントセンター(以下、「当センター」という)の活動及び運営にあたり、理事、職員ならびに正会員(「以下、構成員」という)が遵守すべき方針を定めることにより、当センターがその設立趣旨に則った社会貢献活動を実現することを目的として制定するものである。
- 第2条(理念) 当センターおよび構成員は、活動にあたり、その見識をもって、医薬・食品のライフタイムを制御し、もって国民の保健衛生の向上に貢献することを目指す。
- 第3条(研修・研究の推進と資質の向上) 構成員は、医師、薬剤師をはじめ とする医療従事者、ならびに医薬・食品のライフタイムマネジメントを 担う専門職の資質向上に努めるものとする。
 - 2. 構成員は、自らも、医薬・食品に関する学識や技能を修め、常に資質の向上を図るものとする。
- 第4条(公正、中立、公益、非営利の原則) 当センター及び構成員は、公正 を堅持し、特定の企業や法人、または個人の利益のために不当に偏らな いように、中立の立場から活動を行うものとする。
 - 2. 当センターは、活動にあたって公益性を重んじるものとし、またその活動目的が利益の追求であってはならない。
- 第5条(研究の倫理) 当センター及び構成員は、自らが研究を行い、または 第三者との共同研究を行い、第三者に研究を委託し、もしくは第三者よ り研究を受託するときには、関連の倫理指針を遵守すると共に、研究の 目的と方法の妥当性と公正性を十分に考慮するものとする。
 - 2. 当センター及び構成員は、研究のための資金の調達及び使用に関し、これを適正に取り扱わなければならない。
- 第6条(医療消費者の尊重) 当センター及びその構成員は、その活動が最終

的に医療消費者の利益になるように努め、また医療消費者の人権を尊重 しなければならない。

- 第7条(プライバシーの尊重と知的所有権の保護) 当センター及びその構成 員は、医療情報を取り扱い、研究を遂行し、またその結果を公表するに あたり、患者のプライバシーに最大限配慮し、患者及びその関係者に不 利益が生ずることがないように努めなければならない。
 - 2. 当センター及びその構成員は、知的所有権を尊重するものとし、情報の漏洩や著作権の侵害などをしないよう、留意しなければならない。
- 第8条(法令の遵守) 当センター及びその構成員は、関連法規及び規則を遵 守しなければならない。
 - 2. 構成員は、当センターの信頼を失墜するような行為を行ってはならない。
- 第9条(倫理委員会等) 当センターの構成員が実施する、ヒトまたはヒト試料を対象とした研究に関して、ヘルシンキ宣言の趣旨や医の倫理にそったものであるかを審査するために、医学研究倫理委員会をおく。
 - 2. 本倫理綱領が適切に遵守されることを目的として、当センターに Social Responsibility 倫理協議会(以下、「協議会という」)をおく。
 - 3. 医学研究倫理委員会および協議会に関する詳細は別途定める。

附則

- (1) 本綱領は、平成21年12月10日より施行する。
- (2) 本綱領の改定は、理事会の議を経ることを要する。